私は檜尾川砂防ダム予定地の下流域に住んでいます。ダムが計画されているのは檜尾川の上流でして、上流の方から順に下流に下っていきますと、予定地は原地区といいます。その原地区の下流の左岸に成合、右岸に日吉台という大きい住宅地があります。そして、その集落、住宅地が過ぎましたあたりに安満地区、そして山手町、さらに下流に行くと、高垣町、以下淀川の方に下っております。そういう流域の状況です。

私がこの計画を知りましたのは、昨年この再評価委員会が行われるということになったときに、審議対象に檜尾川砂防ダムが挙がっているということを知りまして、そのときに初めてこういう計画があるということを知りました。

再評価委員会を設置するということと同時に、府民の意見も公募しているということを知りまして、一体どういう砂防ダムが計画されているのだろうかということで、すぐ予定地に参りまして、予定地を見てきました。またダムがどういったダムなのかとまず最初に高槻市に伺いに参りました。ところが、高槻市には一切資料がないというお話でした。下水道部が管轄なんですが、下水道部の職員からお聞きしましたところ、砂防ダムの位置についても、地図を示して、どのあたりですかというふうにお尋ねしたんですが、なかなか示していただけずに、最後に「このあたりでしょう」というあいまいな形でしか私たちに示してくれませんでした。何人かと一緒に伺いました。

やむを得ず、大阪府の茨木土木事務所にどういったことになってますかということで伺いに参りました。そうしましたところ、やっと檜尾川砂防ダムの堰堤の図が示された地図を1枚示してくれました。そして次に、砂防ダムというのは一体どういうものか、どういう経過で計画されるようになったのか、教えてほしいというふうにお願いしましたところ、「経緯はわからない。どういうものであるか文書もない」と、そういったことを言われまして、そのとき資料は一切いただけませんでした。

そうは言っても、何かあるんだろうということで、念のために、情報公開制度に基づいて情報公開を請求いたしました。そして、このダムについての経緯がわかる文書、あるいはその計画がどういうものであるか、わかる文書、そういったことも含めて、この砂防ダムに関して一切の文書を示してほしいというふうに請求いたしました。

出てきたのが2つの文書でした。1つは、建設省から認可がおりたという認可書です。 大阪府知事あての1枚の文書。そして建設省に申請したときの数枚の文書。その2つの文 書が示されました。

一方で、このダムがどうして必要か、どうして計画が出てきたのかということに関しては、高槻市も、大阪府も「地元の要望があったからだ」というふうに話をしておりました。私も含めて何人か一緒に行っているわけですが、では、要望書の中身は何なのかということを再三――これは情報公開でも申し上げておりますが――請求したんですが、「そういう要望書は実在しない」というふうにそのときはお答えになっています。

とにかく私たちにわかる資料が一切ない中で、私たちなりに、檜尾川の予定地はじめ、 私が住んでいる山手町から上流まで遡ったり、あるいは予定地を何度かにわたって見に行って、私たちなりの意見を再評価委員会に提出してきました。そういう経過があります。

それで、地元の要望ということなんですが、実は昨年の11月、12月くらいに府民意見の 公募があったと思うんですが、その後、年を越した高槻市議会の3月議会でも、この砂防 ダムについて議員の方から質問がありました。そのころに、要するに地元から要望が出て いたということで、その要望が何であったかということがはっきりわかったわけですが、その要望書というのは、高槻市はじめ自治会とか、農業委員会とか、幾つかの団体から抽象的に治水対策を求める要望書でした。それは、大阪府の方から「以前の情報公開のときに「ない」と言っておりましたが、出てきました」ということで、たしか3月の時点で私のところに地元からの要望書というのが送られてきました。

その要望書について、私は今日も持ってきておりますが、どの要望書も抽象的な河川改修、要するに一言も砂防ダムという文言も出てこなければ、砂防対策という文言も出ておりません。この間、私たちは地元からそういう要望をしていないということとか、そういう事実がないということも申し上げてきたかなと思うんですが、それに対して府の見解として、昨年度再評価委員会に出している分は、地元からの要望があった、つまり治水対策として河川改修という要望があった、それに対して砂防ダムを計画しました、というふうに府の見解は書かれています。で、治水対策として地元から出した要望と砂防ダムの建設計画というのが全くつながらないわけです。大変疑問に思っております。

そういうことが1つあります。

昨年度、再評価委員会で継続審議という結論になりました。継続審議というのが、とる人によっていろいろなとり方があるようでして、私たちは継続審議といいますと、当然これは再評価する委員会ですから、檜尾川砂防ダムの建設をこのまま進めていいのかどうかということを継続して審議するというふうに受け取ります。ところが、大阪府は、そういう継続審議という結論が出たにもかかわらず、建設推進のチラシを配布しています。しかも、そのチラシの中身については大変疑問のあるところです。皆さんのお手元にチラシのコピーがあるかと思いますので、ぜひ今ごらんいただきたいと思います。

「檜尾川をめざして」というチラシの1枚目については、「檜尾川てこんな川」ということで檜尾川の紹介をしています。その中で「過去にあった檜尾川の災害をご存知ですか」と。これは昭和28年9月の台風による被害です。このときに檜尾川の左岸が決壊して、大変な被害が出たというチラシになっているんですが、地元からの要望ということで、河川改修の要望があったわけです。河川改修の要望があったのが昭和60年と書いてありますが、その昭和60年以降河川改修をされて、名神高速道路から下流については河川改修がほぼ終わった。そういうふうにチラシにも書かれていますし、私たちが見ていましても改修がなされています。その改修のしかたについて、いいかどうかというのは議論が分かれるところがあると思いますが、とりあえずは改修されています。

そういう経過を踏まえたチラシを作成するべきで、なぜそれ以前の昭和28年の水害の被害をこういうふうにチラシに、ほとんど3分の1に及ぶ、いや、もっとでしょうか、それ以上に及ぶ面積をとって水害の被害を載せて、危機感をあおっているとしか思えないようなチラシになるのか疑問なわけです。

このときのことについては、当時議会でも議論がなされています。詳しいことは、時間がありませんので、また必要であれば後日文書ででもお送りしたいと思います。檜尾川の決壊は、このときは、淀川が逆流しまして、檜尾川に水が溢れたという事実がございます。これは幾つかの記録から読み取ることができます。

そういうことが1つと、先ほど申しましたように、昭和28年の洪水、そして昭和60年の 地元からの要望に対して河川改修が行われてきた。そして河川改修がほぼ終わった。そう いう事実についても、その評価というのが一切ありません。

もう一つは、チラシの2をごらんください。2番目のところに「土石流の恐ろしさをご

存じですか」ということが絵とともに載っています。これまたチラシのかなりの面積をとって載せてあるんですが、檜尾川の上流=予定地というのは、土石流危険地域ではないんです。大阪府の茨木士木事務所が作成した危険地域を示す地図がありますけれども、その地図にも載っておりません。また、大阪府に話を聞きましたときも、檜尾川砂防ダムというのは、土石流対策ではなくて、ふだん川というのは、上流から下流に雨によって土砂が少しずつ下流に流れるというのは自然現象です。そういう日常的な土砂流出に対する対策のダムですと。たしか水系砂防という形で言われたと思うんですが、つまり土石流対策ではないというふうに大阪府自身も言っているんです。ところが、チラシには、いかにも今にも土石流が起こるんじゃないかと、そういう危機感をあおるようなチラシになっているわけです。

それで私が申し上げたいのは、要するに地元住民に――地元だけじゃなくて、こういう問題というのは、高槻市民全体にとって、あるいは数少ない緑を守るということでいえば、大阪府、あるいは関西、多くの人にとって大きな問題だと思うんです。その場合、このダムのことをきっちり考えてもらうには、正確な情報公開をぜひお願いしたいと思うんです。ですから、そういう意味において、冒頭この委員会の運営のあり方についても意見が出されましたけれども、そういうことと併せて、フェアな議論の上で判断をお願いしたいと思います。

(追加意見)

先ほども申しましたように、私たちは本当に檜尾川の砂防ダムの計画を知ったのは、ついこの間なんです。一部地権者の方はじめ関係者の方を除きまして、私と同様に初めて知った方 まだ知らない方のほうがずっと多いと思うんです。

ですから、今本当に私たち住民は考え始めたばかりですので、個別の問題については後日申し上げたいと思うんですが、1つ気になっておりますのは、最初に申し上げた地元からの要望ということにかかわるんですが、昭和60年の地元要望にしましても、抽象的治水対策にかかわる河川改修ですね。このたび、6月の10日でしたか、地元の実行組合長会という団体から要望書が出ているんですが、この要望書に対して私は大変疑問を持っているんです。実行組合の会員の方にも何人かお尋ねいたしました。そうしますと、先ほど「川とつきあう知恵」というお話が槇尾川の意見陳述の中にもあったかと思うんですが、今、地元の中で檜尾川流域においてどういったことが一番関心事になっているかといいますと、1つは農業用水の確保です。田んぼに水が来ない、水がないということがかなり切実な問題になっているようです。それはなぜかといいますと、先ほどから採石場の話がいくらか出てきましたけれども、採石場よりも少し下流に檜尾川の右岸に日吉台という住宅地があるんですが、その住宅地の一部にまだ山が一山残っていたのが、最近急に開かれて、今宅地造成をしています。日吉台の住宅地そのものは檜尾川よりも高くにありますから、檜尾川が溢れてどうこうという危険性はないんですが、山を削って宅地造成を進めているがために、今回の雨にも大変な水が出て、消防署が出動したということもございます。

先ほどの農業用水のことなんですが、水がないというのは、要するに山や木を切ってきて、水がコンスタントに流れる状況がなくなったわけです。山にある森がなくなると、一挙に大雨のときは水は流れるが、雨が降らなければ、川がからからに乾いてしまう。今まさにそういう状況になっていまして、檜尾川から水が取れないために農業用水がない。そして現実には、その農業用水は弥生が丘、日吉台の住宅地の生活排水をあてにしていた。しかし、生活排水はこのたび下水道が完了して、すべて下水道の方に流れるので、農家の

方は大変危機感を持っています。そういう意味で農業用水がないんですね。ため池云々の話が要望で出ていますけれども、ため池を利用している実行組合は今少ないです。上流からいきますと、川久保の地域の方は、田んぼは檜尾川の右岸にありますけれども、その田んぼについては檜尾川から現在水を取っておりません。山の水で田んぼを賄っております。それから、その下流の成合地区においても現在ため池の水は使っておりません。

それから、その下流の安満、山手町の実行組合が抱える田んぼにおいては、確かにため 池をつくっていまして、ため池から取っていますが、檜尾川からため池に水を取るところ の口が、このたびの河川改修ですべて改修されています。

ため池については、住宅地の中のため池ですから、今浚渫することそのものも危ないというふうな判断があって、とにかくそこに土もためておかなければ周囲がもたないという地元の判断があります。

農業用水をどういうふうに確保するかという観点に立てば、砂防ダムの話なんですけれども、流域全体の地域をどういうふうに管理するか、そういうことを考えなければ、砂防ダム云々の話だけでこの問題を考えてほしくないなというふうに思いますし、地元からの要望書を、ややもすると、地元からの要望があるじゃないかということで通ってしまいがちなんですが、地元の実態はそういうことです。

ですから、実行組合員の方も、水がないから府に要望するというふうに長の方が言われていて、こういう要望書が出たことをご存知ありません。そういうことをちょっと申し添えておきたいと思います。